名教委学第2088号
令和４年３月31日

名護市立小・中学校長　殿

名護市教育委員会
教育長　岸本　敏孝
（公印省略）

沖縄県対処方針変更に伴う４月１日以降の部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、感染再拡大防止と社会経済活動を維持するため、３月24日付け沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において、沖縄県対処方針が変更されました。しかしながら第６波の感染は高止まり傾向にあるため、対策を強化した上で活動を行う必要があります。

つきましては、４月１日（金）以降の市内各学校の部活動については、下記のとおりとするとともに、令和４年２月21日付名教委学第1880号は廃止します。

なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

１　４月１日（金）以降の部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意して行うことができる。
※練習や大会参加にあたり、学校長は、下記の点を事前にご指導下さい。
・体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
・ワクチン接種を希望する児童生徒には、集団接種会場等を周知すること。
・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。
・練習や大会で、体調に異変を感じる者が出た場合、抗原検査キット（教保第1010号手引き参照）を活用する等、感染症対策に努めること。
・チェックリストを活用する等、感染症対策に努めること。

２　平日２時間程度（早朝練習も含む）、土日祝日は３時間程度の練習とする。（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）

３　土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。

４　練習試合や合同練習も上記１～３を遵守し行うことができる。但し、移動時の感染症対策も十分講ずること。

５　県外合宿・遠征については、都道府県の定める対象方針を確認の上、学校において、その意義や必要性・移動計画（航空便キャンセル料金）、感染状況によっては県外合宿・遠征の中止を求める場合もあること等を含め、慎重に検討すること。

６　県内・県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
※県外大会へ参加する際は、出発前には、ワクチン接種の完了又は PCR 等検査を受検し、帰沖後や速やかに PCR 等検査を受検すること。

７　その他
（１）屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
（２）合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

８　社会体育施設に関する学校施設の開放について
〇活動時間は上記２と同様とする。

【添付資料】
・別紙
・チェックリスト

◇本 件 担 当◇
名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事　諸見　秀幸
Tel:0980-43-7270
E-Mail：gakkyou02@city. nago. lg. jp